

南硫黄島原生自然環境保全地域

○原生自然環境保全地域の指定（昭和50年5月17日 環境庁告示第31号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき次の区域を南硫黄島原生自然環境保全地域に指定したので、同条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この原生自然環境保全地域の区域図は、環境庁、東京都庁及び小笠原村役場に備えて供覧する。

- 1 区域の所在地 東京都小笠原村
- 2 区域 東京都小笠原村所在国有林小笠原事業区38林班
- 3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和50年5月17日 環境庁告示第32号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項の規定に基づき南硫黄島原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第2項の規定に基づきその概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質

本地域は、硫黄島の南方60キロメートルにあつて円錐形をなし、海岸から直ちに急峻な918メートルの山となつて小笠原諸島中の最高峰を形づくっている。植生としては、熱帯から亜熱帯への移行帯であり、海洋的である。山腹には矮小な樹木があり、頂上付近には狭いながらも雲霧でおおわれた蘇苔林が発達し、木性シダも混生している。地理的特性から種類は少ないが、南方系と北方系の植物が混生し、固有種もかなり認められる。野生生物としては、海鳥が多数生息し、繁殖地でもある。

このように本地域は、外洋の島しよとして特異な生物相を呈しており、学術的価値が高い。

2 自然環境の保全に関する基本的な事項

生物相のまとまり及び無人島で人間活動の影響を受けていないこと等から南硫黄島全域を原生自然環境保全地域として厳正な保全を図る。

（改正 昭和58年6月2日 環境庁告示第31号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、南硫黄島原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全のための規制に関する事項

南硫黄島原生自然環境保全地域の全域を立入制限地区に指定する。

(1) 区域

東京都小笠原村内国有林東京地域施業計画区小笠原事業区38林班の全部

(2) 面積

367ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地367ヘクタール

2 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

施設の種類	位置
標識その他これに類する施設	東京都小笠原村(南硫黄島)

○立入制限地区の指定（昭和58年6月2日 環境庁告示第32号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第19条第1項の規定に基づき、南硫黄島原生自然環境保全地域の区域内に立入制限地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この立入制限地区の区域を表示した図面は、環境庁、東京都庁及び小笠原村役場に備え付けて供覧する。

1 名称

南硫黄島立入制限地区

2 区域

南硫黄島原生自然環境保全地域の全域

3 区域図（省略）